

高度計算科学研究支援センター実習室利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高度計算科学研究支援センター（以下「センター」という。）の実習室の利用に関し、高度計算科学研究支援センターの設置及び管理に関する規程（以下「設置及び管理規程」という。）に定める規定のほかに、同規程第19条に基づき必要な事項を公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が定めるものである。

2 本要綱は事前の予告なく変更する場合がある。

(利用目的)

第2条 実習室は、設置及び管理規程第2条の目的を達成するため、計算科学に関する研究開発及び産業利用の推進並びに普及啓発を目的とする講習会、講演会及び研修会等の利用に供することとする。

2 センターの設置目的を達成するために支障がない限り、前項の目的以外の目的のための利用に供することができる。

(利用可能日及び利用可能時間)

第3条 利用可能日は設置及び管理規定第6条及び第7条に定められた休館日に準ずる。

2 利用可能時間は9時から17時半とする。

(利用の許可等)

第4条 実習室を利用しようとする者は、高度計算科学研究支援センター実習室利用許可申請書（様式31）（以下「許可申請書」という。）を理事長に提出し、利用の許可を受けなければならない。

2 実習室の利用に際し、備え付けAV機器及び貸出用備品（以下、「備品類」という。）を利用しようとする者は、前項の許可申請書により、併せて、利用の許可の申請を行わなければならない。

3 理事長は、実習室の利用の許可を受けようとする者に対し、設置目的に照らして支障がない場合は、利用許可書を交付する。

4 実習室を利用しようとする者で備え付けの端末を利用しようとする者のうち、FOCUSスパコンを利用しようとする者は、実習室の利用の許可の他に、FOCUSスパコンの講習会アカウントの発行を受けなければならない。

5 実習室を利用しようとする者で備え付けの端末を利用しようとする者のうち、FOCUSスパコンを利用しない者は、実習室の利用の許可の他に、実習室端末機アカウントの発行を受けなければならない。

6 FOCUSスパコンの利用とアカウント発行等の手続きについては、「講習会用アカウント利用規程」に準じる。

(利用料金)

第5条 実習室の利用の許可を受けこれを利用する者は、別表1に掲げる利用料金を納め

なければならない。

- 2 備品類を利用する場合、別表2に掲げる利用料金を納めなければならない。

(利用料金の支払い)

第6条 財団は第5条に係る利用料金を利用月の月末締めで算出し、速やかに請求書を発行する。利用者は、請求書発行日の翌月末までに、指定の銀行口座に振込で支払うものとする。ただし、支払期日の変更について、財団が別に承認した場合は、この限りではない。また、年度末(締め及び支払い期日)の取り扱いについて、双方合意した場合はこの限りではない。なお、振込にかかる金融機関に支払う手数料は、利用者の負担とする。

(利用のキャンセル)

第7条 実習室の利用許可後、利用をキャンセルしようとする者は、高度計算科学研究支援センター実習室利用キャンセル申請書(様式32)(以下「キャンセル申請書」という。)を理事長に提出し、キャンセルの許可を受けなければならない。

- 2 利用の予約をキャンセルした場合、別表3に掲げるキャンセル料金を納めなければならない。キャンセル料の請求、支払いの手順は第6条を準用する。

(免責及び損害賠償)

第8条 実習室を利用中、財団の責に帰さない事由により利用者が被った盗難、破損、事故等について、財団は一切の責任を負わない。

- 2 関係省庁からの指導、天災、その他財団の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害について財団は一切の責任を負わない。
- 3 利用者がセンターに係る建造物、設備、什器、貸し出し備品等を毀損、紛失させた場合は、その損害の全てを利用者が補償しなければならない。
- 4 利用者が設置及び管理規程及び本要綱を遵守しなかったことにより財団に生じた損害は、その全てを利用者が補償しなければならない。

(原状の回復)

第9条 利用の終了後、什器等のレイアウトは利用開始前の状態まで原状回復を行わなければならない。

- 2 前項の原状回復は利用の許可された時間内に済ませなければならない。
- 3 利用の終了後、利用に係って発生したゴミ等は全て利用者の責により処分しなければならない。

(遵守事項)

第10条 実習室の利用に際して、設置及び管理規程第8条第12号に定める遵守事項は、次の各号とする。

- (1) 事前に利用の許可を受けた利用時間から、許可なしに延長及び前倒しで利用しないこと。

- (2) 実習室にて飲食を行わないこと。
- (3) 実習室に雨に濡れた傘等、水気を含む物を持ち込まないこと。
- (4) 実習室に設置してあるものを室外に持ち出さないこと。
- (5) 実習室に設置されている機器に対して、許可無く新しいハードウェア、ソフトウェアを設置、接続及び導入をしないこと。
- (6) 許可無く、インターネット、電子デバイス機器等の経由を問わず、外部から電子データを持ち込まないこと。
- (7) その他理事長が実習室を利用する上で不適切だと認める行為を行わないこと。

附則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

本要綱の変更は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

区分	基準額（税抜価格）
実習室利用（FOCUS スパコンを利用する）	30,000 円/日
実習室利用（FOCUS スパコンを利用しない）	50,000 円/日

別表 2

備品名	数量	基準額（税抜価格）
TV 会議システム	1	50,000 円/日 （事前接続確認作業費別途 10,000 円/回）
プロジェクター＋スクリーン	1 セット	実習室利用料金に含む
ワイヤレスマイク	2	実習室利用料金に含む
レーザーポインタ	3	実習室利用料金に含む
VGA ケーブル＋ディスプレイ 切替器	1 セット	実習室利用料金に含む
端末ワークステーション	1（講師用）	実習室利用料金に含む
端末 P C	2 1（内 1 台は講師用）	実習室利用料金に含む

別表 3

キャンセルの連絡日	キャンセル料金
利用承認日から 8 日前	10%
7 日前から 2 日前	50%
1 日前から当日	全額